

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における 調査審議事項の改正

令和4年11月22日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議事項の改正について付議するものである。

2. 経緯

令和4年度第50回原子力規制委員会（令和4年11月9日）で行った原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会会長との意見交換を踏まえ、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議事項の改正案を作成し、原子力規制委員会に諮るよう指示を受けた。別添のとおり案を作成したので決定いただきたい。

別添 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における調査審議事項
（案）

参考 新旧対照表

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における 調査審議事項（案）

令和４年１１月２２日
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法（平成２４年法律第４７号）に基づき設置された原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会について、同法第１４条及び第１８条に基づき、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対し、以下の調査審議事項を指示する。

記

1. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
2. 令和２（2020）年１月に実施された I R R S（ I A E A の総合規制評価サービス）のフォローアップミッションの結論（輸送に係る結論を含む）を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。
3. 令和２（2020）年４月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。
4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の２の規定に基づき発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について、制度のあり方や運用の見直しについて助言を行うこと。まず、現行制度の枠組みを前提とした運用の改善について報告すること。

5. 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
(原子炉安全専門審査会への指示)
6. 核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
(核燃料安全専門審査会への指示)
7. 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
8. 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議事項

新旧対照表

改正後	改正前
<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づき発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について、<u>制度のあり方や運用の見直しについて助言を行うこと。まず、現行制度の枠組みを前提とした運用の改善について報告すること。</u></p> <p>5. ～8. (略)</p>	<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について<u>事業者から聴取し、その活用方法に関し、助言を行うこと。</u></p> <p>5. ～8. (略)</p>